

## 「東京都における死因究明のあり方報告書」について

- 現行の「東京都における死因究明のあり方報告書」（以下、「報告書」という。）における当面の取り組みについて、平成 30 年 3 月の東京都保健医療計画（第七次）の策定時点における現状及び課題は以下の通り。

### 1 東京都監察医務院（特別区）における課題及び対策 （報告書 8 頁）

#### （1） 検案・解剖件数の増加への対応

##### （現状）

- ・ 平成 26 年 5 月の東京都監察医務院新庁舎竣工により、監察医の 2 名増員（1 1 名→1 3 名）、解剖台の増設（5 台→6 台）及び持込検案室の増加（1 室→2 室）により検案・解剖体制を強化
- ・ 平成 29 年の年間検案数は 13,118 体、解剖数は 2,099 体となっている。一日平均でみると、検案数は 35.9 体、解剖数は 5.8 体である。

【表】東京都監察医務院における検案・解剖件数 （出典 東京都監察医務院事業概要）

年次	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)
検案	12,989	12,943	14,396	13,997	13,949	13,593	13,301	13,425	12,780	13,118
解剖	2,661	2,700	2,935	2,624	2,451	2,338	2,225	2,314	2,178	2,099
解剖率	20.5%	20.9%	20.4%	18.7%	17.6%	17.2%	16.7%	17.2%	17.0%	16.0%

- ・ 平成 29 年の区部の全死亡数（78,278 人）に占める、東京都監察医務院が扱った検案数の割合は 16.8%、解剖数の割合は 2.68% であり、近年減少傾向。

【表】管内の全死亡数に占める東京都監察医務院が取り扱った検案数・解剖数の割合

	年次	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)
区部	検案	19.1%	19.2%	20.0%	19.3%	18.7%	18.0%	17.6%	17.7%	16.6%	16.8%
	行政解剖	3.91%	4.00%	4.07%	3.61%	3.28%	3.10%	2.94%	3.05%	2.83%	2.68%
【参考】 多摩島しょ	検案	19.0%	19.0%	19.1%	18.6%	17.6%	17.1%	17.4%	15.8%	15.8%	16.0%
	行政解剖	2.78%	2.77%	3.02%	3.37%	3.01%	2.49%	2.50%	2.68%	2.68%	3.17%

【表】東京都監察医務院が取り扱った検案・解剖の件数（実数）

	年次	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)
区部	全死亡	68,013	67,555	72,069	72,612	74,657	75,332	75,626	75,960	76,826	78,278
	検案	12,989	12,943	14,396	13,997	13,949	13,593	13,301	13,425	12,780	13,118
	行政解剖	2,661	2,700	2,935	2,624	2,451	2,338	2,225	2,314	2,178	2,099
【参考】 多摩島しょ	全死亡	30,235	30,749	32,169	33,111	34,537	35,175	35,397	35,713	36,589	38,173
	検案	5,739	5,849	6,133	6,149	6,082	6,003	6,171	5,644	5,791	6,106
	行政解剖	840	852	971	1,116	1,039	875	885	956	979	1,209

- ・ 検案班は、各班、監察医 1 人、監察医補佐 1 人、運転手（委託）の 3 人編成
- ・ 区部の検案による監察医の負担は増す一方、多摩検案活動（多摩班）は非効率

【表】東京都監察医務院の監察医による検案体制（区部と多摩の比較）

監察医検案	体制	担当地域	検案数	備考
区部の検案班	通常：4 班 12月～3月：5 班	区部全域	各班 5～8 件	
多摩班	1 班	立川警察署管内	1 件程度	立川検案終了後、区部を応援

- ・ 区部の持込検案（警察からの懸案対象の遺体を東京都監察医務院へ搬送して行う検案）については、平成 27 年 12 月に再開しており、平成 29 年の持込検案は 754 件。

### （課題・論点）

- ・ 東京 2020 大会に向けて、訪日外国人が死亡した場合も想定し、死亡診断書（死体検案書）の記載にあたり世界保健機関（WHO）が定めた「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）」に基づいて徹底する必要があるとの意見あり

【内閣府死因究明推進計画検討会資料から引用（平成 26 年 2 月 21 日）】

- ・ 東京都監察医務院では、CT 読影（放射線診断医；定数 0）、病理組織検査又は薬科学検査（臨床検査技師；定数 12、薬剤師；定数 1）、監察医補佐（技能職（I）、定数 16）にかかる業務も多忙を極めているとの指摘あり。
- ・ 解剖体等における CT 撮影について知見を学術論文等で発表している。今後は、解剖業務の効率化のための CT の活用方法について情報提供を検討。
- ・ 区部の検案数が増加すると見込まれ、本来業務に位置付けていない東京都監察医務院の多摩検案活動（多摩班）の今後のあり方（巡回範囲の拡大）について検討が必要

## （2）人材育成・研修の充実

### （現状）

- ・ 平成 29 年度の研修受入れは、大学医学部（5 大学）、警察・消防等（8 団体）から計 1,313 名を受入れた。また、監察医等実習として、医師等 43 名に延べ日数 242 日、検視官研修として、警察大学校法医専門研究学生（警視庁・道府県警察本部の警視・警部等）に計 30 日間、120 人を受入れた。さらに検視官実務専科研修として、10 日間、70 人を受入れた。
- ・ 平成 29 年度、監察医が発表した学術論文は 21 本（うち英語 12 本）、学会発表は 57 件行った。
- ・ 日本医師会が実施する死体検案研修について、基礎編（1 日間）、上級編（前後期計 3 日間）に監察医を講師として派遣している。
- ・ 災害時の対応について、都は東京都地域防災計画（平成 26 年修正）に基づく、「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針（検視・検案等活動マニュアル）」を策定し、震度 6 弱以上の地震などによる大規模な災害が発生した場合には、東京都監察医務院が都内全域において、地元医師会の協力を得て検案活動を行えるよう規定

### (課題・論点)

- ・ 日本医師会が実施する死体検案研修（上級編）の修了に必要な「見学実習」の受入れについて、東京都監察医務院に要請があるが、受講者個々に対応できず現状は困難
- ・ 多摩地域の検案医を育成する多摩検案医育成研修（18日間）を提供しているが、過去5年にわたり受講者ゼロ。
- ・ 登録検案医の希望者から、死体検案に立ち会う機会の提供を求められている。
- ・ 平成29年9月12日付厚生労働省医政局長通知「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」（医政発0912第1号）により、受診後24時間を経過していても、法医学等に関する一定の教育を受けた看護師との十分な連携により、医師が対面での死後診察によらず死亡診断書を交付できる規制改革。国は今後の「在宅看取りに関する研修事業」において「法医学に関する一定の教育」を実施する方針。2体以上の死体検案または解剖への立ち会いを実習する施設の確保につき国から要請

### (3) 新たな検査機器の活用

#### (現状)

- ・ 平成26年5月の東京都監察医務院新庁舎竣工により、CT、LC-MS/MS（液体クロマトグラフ質量分析装置）など新たな検査機器を導入
- ・ 解剖体等におけるCT撮影は、平成26年7月から実施。撮影した画像を解剖前に確認することにより解剖の精度向上に活用しており、CTの活用方法等に関する知見の集積結果を医学の発展に寄与するため発表している。
- ・ 遺族に対する死因の説明にあたって、必要に応じてCT画像を用いた分かりやすく行い都民サービス向上につなげている。

【表】東京都監察医務院の解剖体等におけるCT撮影（出典 東京都監察医務院事業概要）

	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)
CT撮影	499	1,962	2,277	2,543

(論文例) Suzuki H, Hasegawa I, Hoshino N, Fukunaga T. "Two forensic autopsy cases of death due to upper gastrointestinal hemorrhage; a comparison of postmortem computed tomography and autopsy findings." Leg Med (Tokyo).p198-200,2015

【表】東京都監察医務院の薬毒物検出状況（出典 東京都監察医務院事業概要）

		2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)
総数		1,132	1,382	1,112	1,036
内 訳	青酸	11	19	12	15
	エタノール	407	472	442	381
	有機溶剤	0	0	0	2
	一酸化炭素	19	27	15	11
	医薬品	663	852	633	608
	覚醒剤等 農薬その他	30 2	8 4	8 2	17 2

## (課題・論点)

- ・ 解剖所見とCT画像所見との検証を通じた知見を集積し、医療機関等が死因究明(検案・死亡診断等)を行う上で参考となるCTの活用法等に関するマニュアルを検討中
- ・ 持込検案におけるCTの活用による業務の効率化を図っている。
- ・ 現在、解剖体等において行われているCT撮影について、今後、交通事故死や小児死亡例など、必要に応じて検案遺体に対しても実施すべきとの指摘あり
- ・ 平成24年8月、日本法医学会が策定した「死因究明二法に関する提言」において、死因・身元調査法の趣旨から、解剖の要否を判断する過程で必要とされる、簡易検査(死後画像検査、簡易薬物検査)等の体制を構築すべきとの指摘あり
- ・ 同じ「死因究明二法に関する提言」において、「解剖実施後に遺族に正確に情報を伝達するために、各都道府県の警察あるいは解剖実施機関等に専門窓口の設置と、専門の職員の配置が必要とされている。
- ・ 現在、医師により異なる死体検案書の複写(2枚目以降)の窓口負担ルールについて、統一すべきとの意見あり

【参考①】厚生労働省死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会 報告書(平成23年7月)は、「死亡時画像診断の活用が期待できる遺体の範囲は、原則として、**病死や自然死を含めた死因が明確でない遺体のすべて**であると考えられる。」と記載。

【参考②】フィンランドでは社会保健省(Ministry of Social Affairs and Health)の下に設置された国立健康福祉センター(National Institute for Health and Welfare。以下フィンランド語の名称に基づきTHLという)は、交通事故死や小児死亡例を中心に今後積極的にCT検査を導入していく方針であるが現時点ではCT施設が十分に整っておらず多くは実施できていない状況(出典 内閣府第11回死因究明等推進計画検討会平成25年9月20日資料6)

- ・ 東京都監察医務院の新たな検査機器(LC-MS/MS)について、多摩・島しょ地域において、検案のみ遺体を含むすべての異状死について、必要に応じて検案医から検査を受託できる体制を検討できないか

【参考】フィンランドでは、薬中毒検査についてヘルシンキ大学法医中毒学部門が国内における検査を一手に引き受けている。2009年実績は6,900件で法医解剖死体比約57.6%となっている(出典 内閣府第11回死因究明等推進計画検討会平成25年9月20日資料 警察庁報告)

## **(4) 情報の発信**

### **(現状)**

- ・ これまで東京都監察医務院では、ホームページや公開講座による情報発信等を積極的に行い、公衆衛生の向上の寄与してきた。
- ・ 「熱中症死亡者の特徴」、「危険ドラッグ関連死」、「入浴中の突然死の要因」、「孤独死の実態と課題」、「アルコールと突然死」、「自動車運転中の急病死」、「自殺既遂者の懸案等に基づく自殺予防研究」、「法医学から見た児童虐待」、「スポーツと突然死」、「東京都 23 区の妊産婦の突然死の実態調査」などの情報を発信している。

### **(課題・論点)**

- ・ 東京都監察医務院が行っている熱中症死亡者情報など、日常的な、リアルタイムのサーベイランスを地域間格差なく多摩・島しょ地域においても行うべきとの意見あり
- ・ 解剖担当医が医療機関の担当医あるいは多摩の登録検案医に対して解剖結果を説明（フィードバック）する仕組みが必要との意見あり

## 2 多摩・島しょ地域における課題及び対策

(報告書10頁)

### (1) 検案医確保困難地域の発生

#### (現状)

- 多摩・島しょ地区では、登録検案医の高齢化、なり手不足等により、検案に出場する医師の人数が減少

【表】多摩・島しょ地区における登録検案医の数の推移

	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)
登録検案医の数(実働ある者)	44人	36人	32人	32人

- 報告書策定時点(平成27年10月)では、登録検案医不在地域は5市(立川市、国立市、日野市、府中市、稲城市)だったところ、平成30年10月現在、さらに3市増え(三鷹市、調布市、狛江市)、登録検案医不在地域は合計8市に増加
- 多摩の2大学による巡回検案の積極的なご協力等により、南多摩中心に8市ある登録検案医不在地域について、専門性の高い医師による検案が増加して課題解消へ

【表】登録検案医不在地域で発生した遺体の検案に出場する大学等

登録検案医不在地域	検案を担当する者
立川市、国立市(いずれもH19年12月～)	監察医務院(多摩班)
日野市(H27年10月～)、稲城市(H30年10月～)、府中市(H31年4月見込)	東京慈恵会医科大学
三鷹市(H29年1月～)	杏林大学
調布市、狛江市	近隣医師会が医師派遣

(注) 東京慈恵会医科大学、杏林大学が巡回する地域では現在もなお一部で近隣医師会の医師も検案に参加

- 西東京市、東久留米市など、80代の医師に検案を頼る地域が他にもあり、将来的に北多摩、西多摩においても登録検案医不在地域が発生する危険性が高い。
- 区部の検案班(通常4班体制で各5～8件/日を担当)の負担が増す一方、東京都監察医務院の多摩検案活動(多摩班。現在1班が0～1件/日)が非効率【再掲】

【表】東京都監察医務院の検案班(区部)と多摩班の比較

	検案班(区部)	多摩班(立川市・国立市)
出場する監察医	4班(冬季のみ5班)	1班
出場する現場	区部の77警察署ほか	1警察署(立川署のみ)
検案数(概算)	1日1班あたり5～8件	1日あたり1件程度
行政解剖数 (検案で解剖が必要とされた数)	1日あたり4～10件	1週あたり0～1件
解剖遺体の搬送先(解剖実施施設)	監察医務院	東京慈恵会医科大学 杏林大学

- 報告書では「特別区の大学からの検案医派遣の協力体制を今後検討する」と、特別区



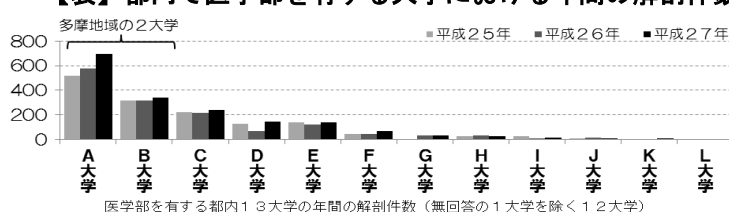
にある大学法医学教室の医師による多摩検案活動への参加に期待。

- ・平成28年9月、都は、都内の医学部を有する13大学にアンケート調査。
- ・区部の大学法医学教室に在籍する医師は1人から3人までが多かった。
- ・平成29年12月16日、都は、医学部を有する特別区の大学法医学教室と意見交換を行ったところ、特別区の大学は司法解剖などで多忙であり、また、解剖を伴わない検案のみでは法医学講座教室員のモチベーションを保てないとして、現状では、特別区の大学が多摩地域の検案活動に協力することは困難との結論を得た。

【表】区部の大学法医学教室の医師数

医師数	大学の数
4人	1大学
3人	2大学
2人	2大学
1人	5大学
無回答	1大学
計	11大学

【表】都内で医学部を有する大学における年間の解剖件数



### (課題・論点)

- ・ 検案医が希望する画像検査や解剖について、法医学等を専門とする医師等に相談し助言を受けつつ、これを実施できる体制を構築できないか
- ・ 今後、北多摩、西多摩においても登録検案医の確保が困難となっており、大学の出場が困難な地域について、東京都監察医務院の多摩班を派遣できないか。
- ・ 現状でも、監察医の業務は多忙を極めており、多摩検案活動を維持するために必要な体制の確保について検討できないか。

## (2) 検案医の専門性の確保

### (現状)

- ・平成22年4月から、東京都監察医務院では、地域の検案体制を維持していく上で新たな登録検案医を育成することを目的に、座学と実技からなる登録検案医育成研修の研修生の受け入れを行っている。
- ・平成28年度から多摩の登録検案医向け「検案サポート研修会」を、多摩の二大学に委託して症例検討会を含めて開催している。
- ・平成26年6月13日閣議決定された政府の死因究明等推進計画において、「5年後を目途に、専門的研修を修了した医師が検案等を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上」が記載された。
- ・報告書は、多摩・島しょ地域の検案の継続性に配慮しつつ、徐々に専門性の高い医師による検案を増加させ、10年程度の移行期間を経て最終形として日本法医学会認定医による検案を目指すとしながら、当面の間は、日本医師会死体検案研修(上級)受講を都独自の要件として、登録検案医に求めていくと記載した。
- ・平成28年度から、島しょ地域に派遣される自治医科大学(東京都枠)卒業医師に対する東京都監察医務院における死体検案研修が義務化され、島しょ地域の検案について精度向上が期待される

- ・ 都も日本医師会研修会（初級・上級）等の受講を登録検案医の資格要件とする方針だが、過去5年の受講者は0人となっている。

### （課題・論点）

- ・ 検案医が希望する画像検査や解剖について、法医学等を専門とする医師等に相談
- ・ したり助言を受けつつ、これを実施できる体制を構築できないか
- ・ 監察医制度の全都適用までの間に、専門性の高い医師による検案を増加させていく方策について再度検討が必要ではないか。
- ・ 現在、多摩の2大学の御協力により、南多摩を中心に登録検案医不在地域で発生する検案に出場して頂いているが、今後、北多摩、西多摩への監察医の派遣を検討できないか。
- ・ 多摩地域で発生した死体の検案ならびに解剖について、東京都監察医務院の本来業務に位置付けたらどうか

### 【図】 東京都監察医務院による多摩検案活動の経緯

平成18年9月	石原慎太郎都知事は、第三回都議会定例会の代表質問に「死因の究明は、(中略)極めて重要であることから、監察医務院の機能を充実し、解剖の受け入れや監察医の派遣を行うなど、多摩地区の検案・解剖体制の強化を図っていく」と答弁
平成19年4月	監察医の待機所として健康安全研究センター多摩支所内に多摩分室を確保
平成19年10月	<b>東京都監察医務院処務規程</b> (昭和32年4月15日東京都訓令第58号) 第一条(掌理事項) に監察医による多摩検案業務を加える附則を毎年度規定 <b>…注</b>
平成19年12月	立川警察署管内で東京都監察医務院による検案活動モデル事業開始
平成21年4月	同じく立川警察署管内で「多摩検案活動事業」を本格実施

### 【注釈】 東京都監察医務院処務規程（昭和32年4月15日東京都訓令甲第五八号）

#### （掌理事項）

**第1条** 東京都監察医務院（以下「院」という。）は、**死体解剖保存法の定める死体の検案及び解剖**による死因の調査並びに監察医の養成及び補習教育に関する事務をつかさどる。

**附則** 平成31年3月31日までの間は、第一条中「死体解剖保存法の定める死体の検案及び解剖による死因の調査」とあるのは、「死体解剖保存法の定める死体の検案及び解剖による死因の調査、**医師法の定める死体の検案**」とする。（平成三〇訓令一部改正）

（編者注） 東京都監察医務院による多摩検案活動は本則では掌理事項と位置付けられていない。



### (3) 解剖体制

#### (現状)

- ・現時点では解剖の受入体制に支障が生じていないため現体制を継続している。

	死体検案	行政解剖	解剖の根拠	遺族承諾	実績(平成29年)
特別区	監察医務院	監察医務院	死体解剖保存法8条 (監察医制度が適用)	不要 (監察医解剖)	死体検案 13,118件 行政解剖 2,099件 解剖率 16.0%
多摩・島しょ	東京都医師会 東京慈恵会医科大学・杏林大学 監察医務院(立川警察署管内のみ)	東京慈恵会医科大学・杏林大学	死体解剖保存法7条 (監察医制度非適用) 東京都要綱	必要 (承諾解剖)	死体検案 6,106件 行政解剖 1,209件 解剖率 19.8%

- ・多摩・島しょ地域の大学では、行政解剖(承諾解剖)以外にも新法解剖の件数が急増する中、今後さらなる高齢化の進展により、いっそうの解剖の要請が増加することが見込まれる。

【図】多摩・島しょ地区の解剖数(行政・司法・死因身元調査法)

	H26	H27	H28	H29
行政解剖	885	956	979	1,209
司法解剖	59	34	65	64
死因・身元調査法解剖	44	86	194	162
合計	988	1,076	1,238	1,435

- ・都は、多摩・島しょ地域においても、CTにより解剖の精度向上に活用できるよう、解剖を行う大学に補助している。平成31年度、東京慈恵会医科大学医学部法医学教室がCT撮影装置を整備する予定である。
- ・これまで多摩地域の行政解剖にご尽力頂いている東京慈恵会医科大学ならびに杏林大学以外にも、区部の1大学(東京医科大学)が八王子キャンパスに法医学講座の解剖施設を整備した旨のお知らせを平成29年12月に頂いている。

【図】各大学の解剖実施体制(東京都監察医務院との比較)

	慈恵大学	杏林大学	監察医務院
医師定数	5名	2名	13名※ ※常勤のみ
解剖台	2台	1台	6台
X線CT	なし	なし	あり

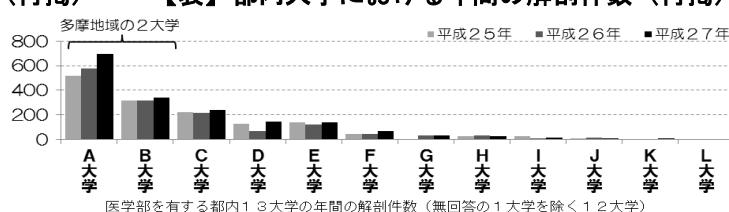
#### (課題・論点)

- ・法医学を専門とする医師数が全国的に少ない中、死因究明の精度向上と継続的・安定的な解剖実施体制を維持・向上するための、医師の確保のあり方について

【表】区部の大学法医学教室の医師数(再掲)

医師数	大学の数
4人	1大学
3人	2大学
2人	2大学
1人	5大学
無回答	1大学
計	11大学

【表】都内大学における年間の解剖件数(再掲)



### 3 監察医制度の全都適用に向けた検案・解剖体制の検討 (報告書20頁)

#### (1) 監察医制度の全都適用に向けた検案体制の構築

##### (現状)

- ・ 昭和53年10月の「多摩・島しょ地域監察医務業務事業」開始からこれまで、多摩地域の検案業務は、各警察署(多摩地域に20警察署)の所在地を管轄する医師会が、それぞれ当該警察署の検案を担当する登録検案医を確保。
- ・ このことは、昭和24年10月東京都監察医務院立川支所の廃止から昭和53年10月までの間、各警察署の嘱託警察医によって検案業務が行われていたこと、また、多くの登録検案医が日常の診療の傍ら死体検案に協力する実態に即していた。
- ・ 警察署(多摩地域に20警察署)ごと、登録検案医を配置するには、多くの医師に協力を求める必要があり、死因究明の精度向上と継続的・安定的な検案業務遂行は困難
- ・ 監察医務院が、多摩地域での検案範囲を拡大していくことは、現在の人員体制等では不可能との意見あり。 【報告書15頁「あり方検討会における主な意見」】

##### (課題・論点)

- ・ 監察医制度の多摩地域での運用にあたり、大学や医師会の登録検案医に、どのようにご協力頂くか。
- ・ 多摩(検案)班の拠点のあり方について
- ・ 多摩検案に従事する非常勤監察医の任用基準や身分のあり方について
- ・ 監察医務院の体制強化を図り、現状登録検案医の確保が困難となりつつある北多摩・西多摩の両圏域において、立川警察署管内で活動する多摩(検案)班の活動範囲を、順次拡大してはどうか

#### (2) 監察医制度の全都適用に向けた解剖体制の構築

##### (現状)

- ・ 多摩地域の行政解剖(承諾解剖)を担う東京慈恵会医科大学ならびに杏林大学では、順次CTなど新たな検査機器の導入を検討して頂いており、解剖施設の施設設備については、区部と、多摩島しょ地域との間で均てん化が進んでいる。

##### (課題・論点)

- ・ これまで献身的に多摩地域の行政解剖(承諾解剖)を担ってきた東京慈恵会医科大学ならびに杏林大学に、監察医制度の全都適用後も、引き続きご協力頂くことは可能か(施設、設備を含めて)
- ・ 今後ますます死亡数が増加することを見据え、安定して継続可能な多摩地域の解剖の実施体制を維持するため、東京都監察医務院でも多摩地域の解剖を一部担うことが可能か、また、担うべきかどうかご意見をいただきたい。
- ・ 区部の大学による多摩島しょ地域の行政解剖の受け入れについて基準を設けるか